

＜基調講演①—2＞

「サーキュラーエコノミー施策の現状」

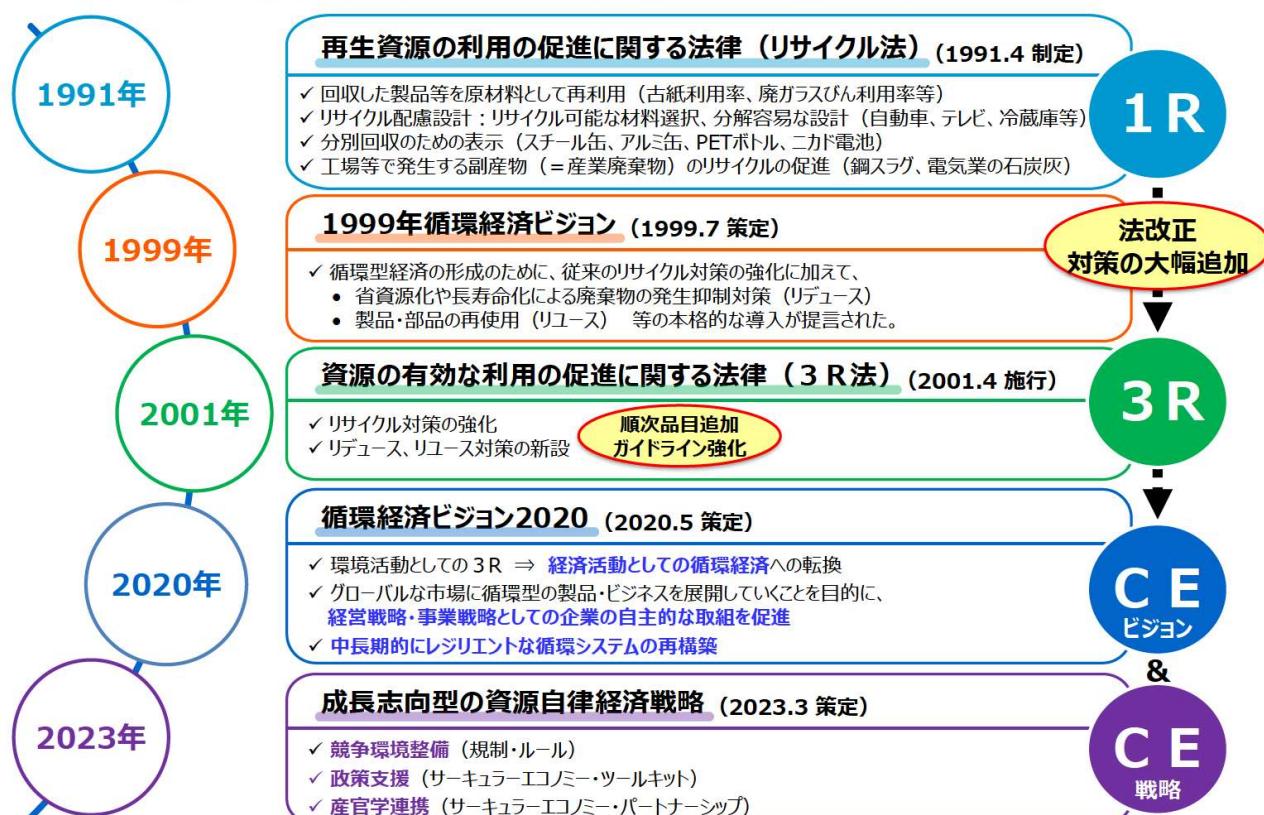
経済産業省中部経済産業局資源エネルギー環境部
環境・資源循環経済課長 ニノ宮久尚氏

サーキュラーエコノミー施策の現状

令和7年12月

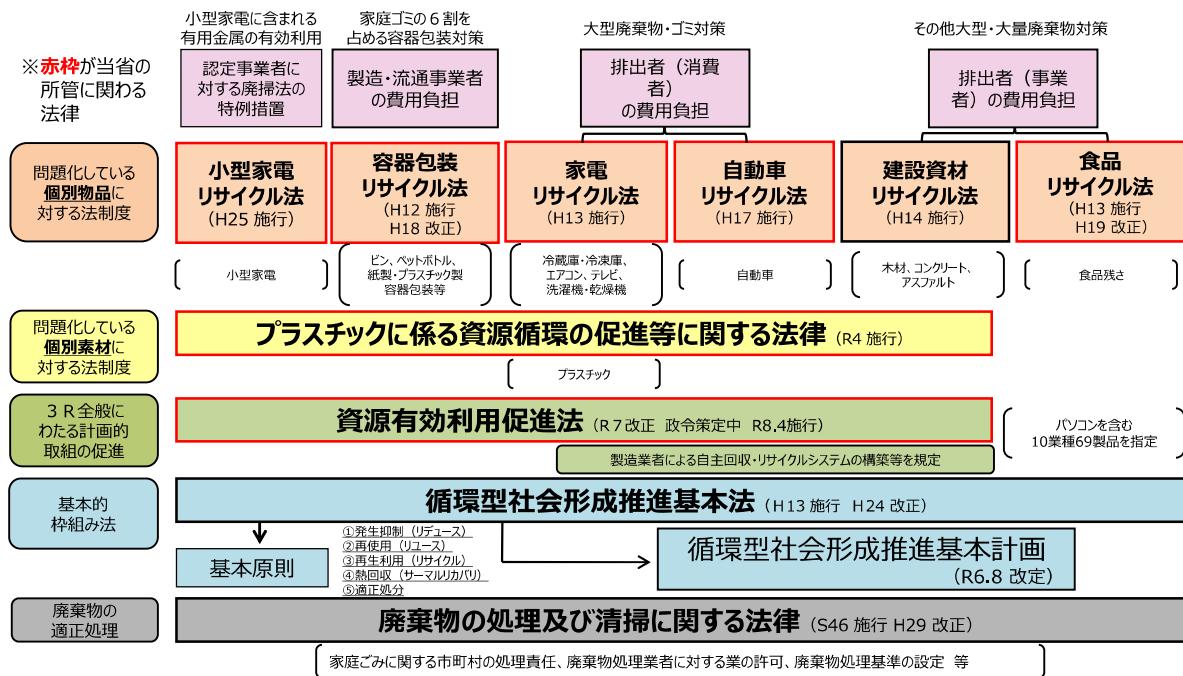
中部経済産業局 資源エネルギー環境部
環境・資源循環経済課

資源循環経済政策の変遷（1R → 3R → CE）



廃棄物対策・リサイクル制度の全体像

- 廃棄後の処理が問題化している個別物品については、個別リサイクル法を整備。基本的枠組みとしての循環型社会形成推進基本法や、3R全般の取組を促進する資源有効利用促進法も整備。



2

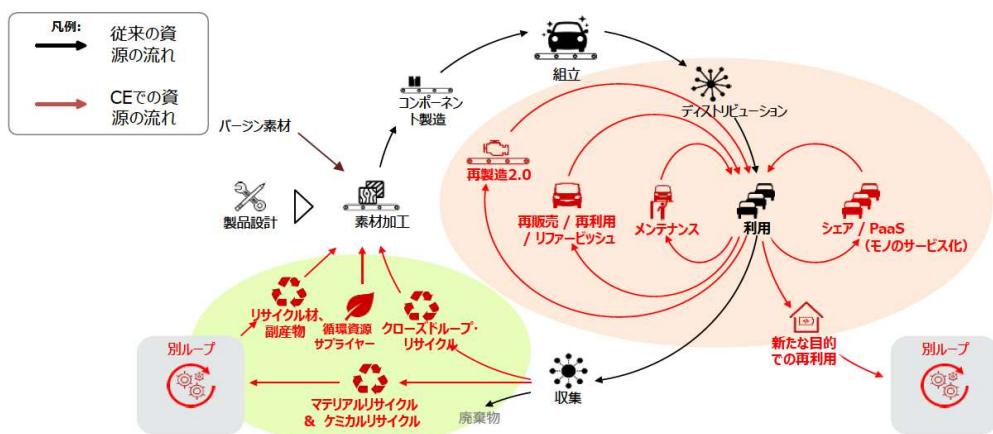
日本の資源循環経済政策について

- 成長志向型の資源自律経済戦略
- 産官学の連携（サーキュラーパートナーズ）
- ルール整備

中部経産局の取組

循環経済（サーキュラーエコノミー）と成長志向型の資源自律経済

- **線形経済**：大量生産・大量消費・大量廃棄の一方通行※の経済
※調達、生産、消費、廃棄といった流れが一方向の経済システム 'take-make-consume-throw away' pattern
 - **循環経済**：あらゆる段階で資源の効率的・循環的な利用を図りつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じ、付加価値の最大化を図る経済
 - **成長志向型の資源自律経済**：資源循環経済政策の再構築等により、汎用的な工業用品や消費財も射程に含め、国際的な供給途絶リスクを可能な限りコントロールし、国内の資源循環システムの自律化・強靭化を図るとともに、国際競争力の獲得を通じて持続的かつ着実な成長を実現する経済。



成長志向型の資源自律経済の確立の意義

(ミッション)

国際的な供給途絶リスクを可能な限りコントロールし、国内の資源循環システムの自律化・強靭化**を図ることを通じて力強い成長に繋げる。（＝中長期的にレジリエントな国内外の資源循環システムの再構築）**

(中長期目標)

経済的観点：資源・環境制約への対応を新たな付加価値とする資源循環市場を、国内外で今後大幅に拡大

社会的観点: 炭素中立、経済安全保障の実現、生物多様性の確保、最終処分場の逼迫の緩和等に貢献

經濟的目標

＜サーキュラーTコノミーの市場規模（日本政府試算）＞

2020年 50兆円

2030年 80兆円

2050年 120兆円

(参考) 世界全体のサービスエコノミーの市場規模

2030年 4.5兆ドル → 2050年 25兆ドル

(アクセントニア試算)
※Accenture Strategy 2015

社会的目標

◆ GXへの貢献 (CO2削減)

直近の日本の温室効果ガス全排出量11.49億トンCO2換算のうち、廃棄物関係で4.13億トンCO2換算（36%）の削減貢献余地。

◆ 経済安全保障への貢献

資源循環を通じて、資源の海外依存度を低下させることで、自律性（コントローラビリティ）を確保。

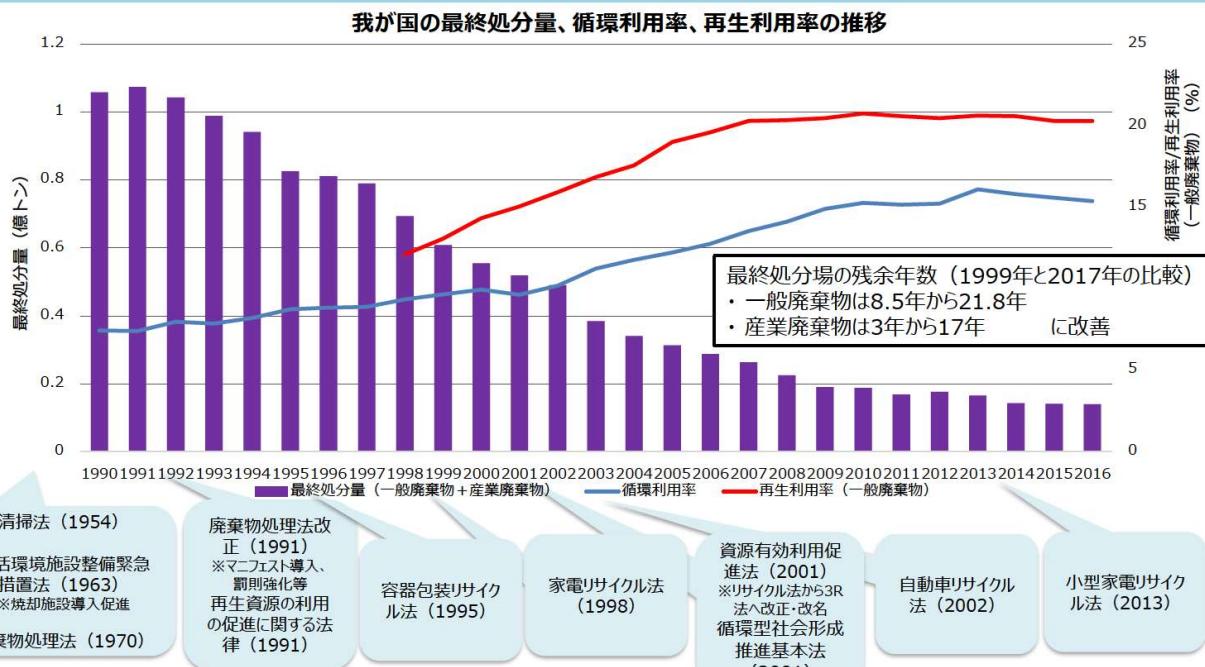
◆ 生物多様性への貢献（生態系保全との整合）

◆ 最終処分場逼迫の緩和への貢献

これまで主に廃棄物の燃焼（サーマルリサイクル）を通じて解消してきた量

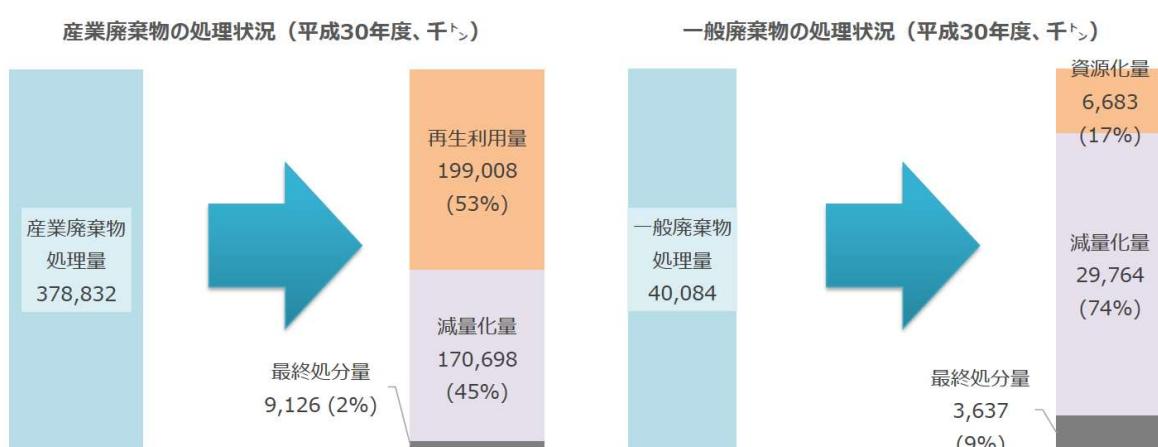
環境制約・リスク（進む最終処分量（埋立て量）の極小化）

- これまでの廃棄物行政は、最終処分場の逼迫や不法投棄問題への対処が中心課題であった。
- こうした課題に対して、各種のリサイクル制度の手当てにより、着実に初期目標は達成されてきている。



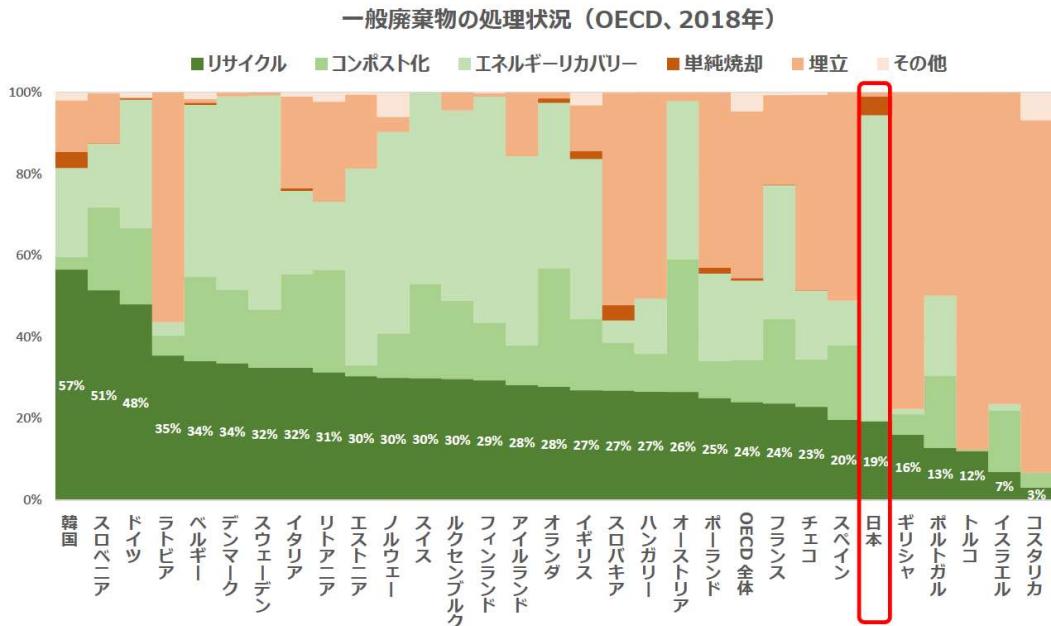
環境制約・リスク（循環資源の利活用については改善の余地あり）

- 最終処分量の圧縮は、主に焼却処分による減量化が主な要因。
- 他方、先進諸国中には高いリサイクル率の国もあり（次頁参照）、欧州委員会はリサイクル率65%を目標としている。
- 循環資源の利活用（再生利用率）については、まだまだ改善の余地がある状況。



【出典】環境省「産業廃棄物・処理状況調査」「一般廃棄物処理実態調査」

環境制約・リスク（OECD各国の廃棄物処理の状況）



※リサイクル率の計算方法について、EUと日本とで次のような違いがある。

・EUにおいては、リサイクルを行う中間処理施設に搬入される廃棄物量をリサイクル量としてリサイクル率を計算している。

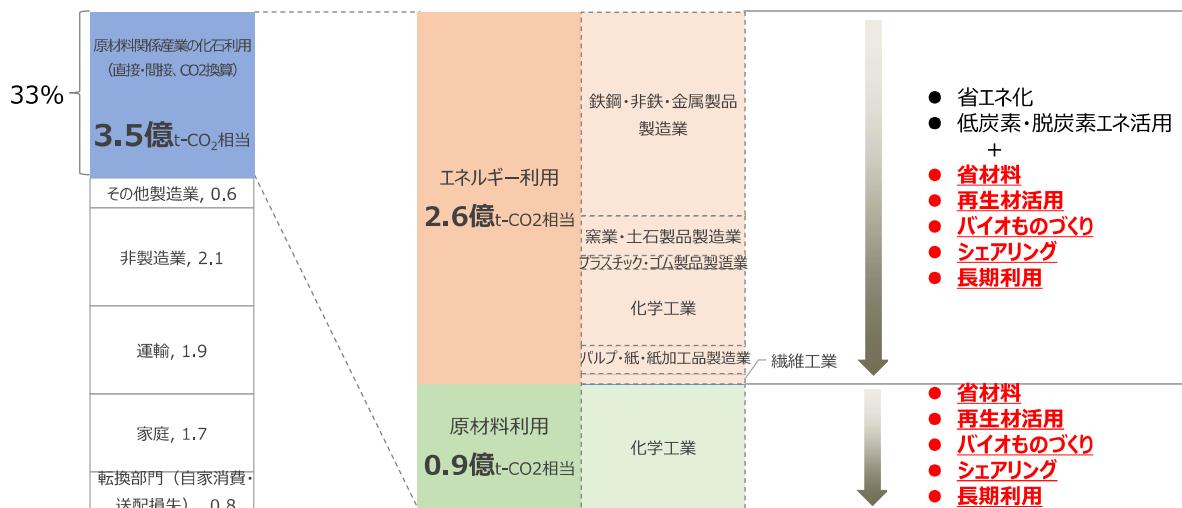
・日本においては、ワイヤーフレームを行なうより先に、主に色彩をもつてスケーリングしていく形態が主流である。日本では、中間処理後に資源化される量をワイヤーフレーム量として計算している。

【出典】OECDstat

8

環境制約・リスク（マテリアル由来のCO2削減の必要性）

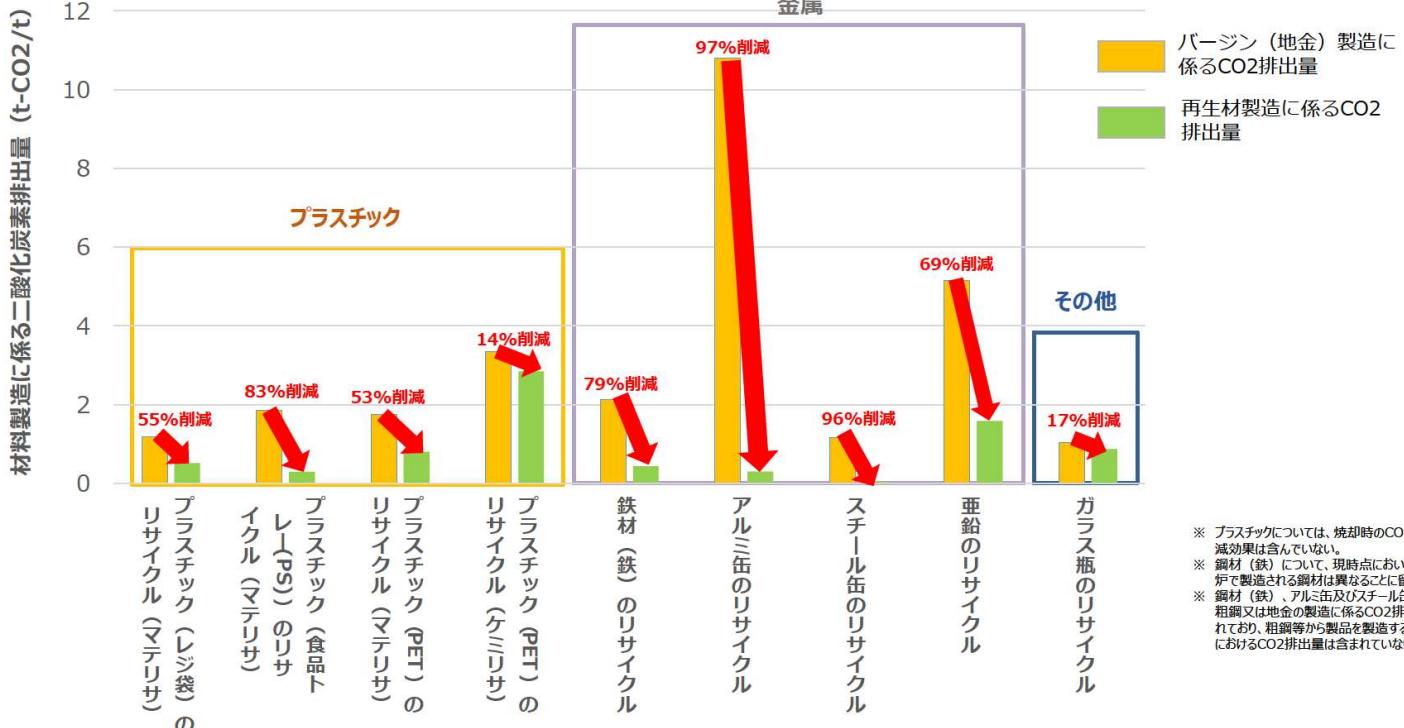
- マテリアルの製造には化石資源の3割強が利用（エネルギー、原材料利用）されており、気候中立のためにはマテリアルの脱炭素化は不可欠。
 - CO2の経済効率的な削減のためには、循環資源活用（再生材、バイオ資源等）やビジネスモデルの見直し（シェアリングや長期利用）が効果的。



(単位:億t-CO₂) 【出典】CO₂換算量は、総合エネルギー統計（2020年度実績）の炭素単位表より算出

0

環境制約・リスク（マテリアル由来のCO2削減の必要性）



【出典】環境省「3 R原単位の算出方法」、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会「ガラスびんの指定法人ルートでの再商品化に伴い発生する環境負荷調査と分析に係る業務報告書」等を参考に作成

10

成長機会（高まる市場拡大への期待と動き出す成長投資）

- サーキュラーエコノミー関連市場は、国内外で今後大幅に拡大が見込まれる（世界全体で30年4.5兆ドル、50年25兆ドル、日本国内では30年80兆円）。
- こうした予測に基づき、海外を中心に成長資金が活発に企業に流入、新たなプレーヤーの市場参入も活発化している。

サーキュラーエコノミーの成長可能性と集まる投資資金	
アクセンチュア	<ul style="list-style-type: none"> 2030年には、資源需要と供給との間に80億トンの需給ギャップが生じると予想。これは年間4.5兆ドルの経済損失に相当。2050年にはこれが25兆ドルまで拡大。 このことを逆の視点から考えると、一方通行型経済モデルでの「無駄」をなくすビジネス・ソリューションを構築することで、2030年に4.5兆ドル規模の価値を創出することが可能。
成長戦略フォローアップ工程表	<ul style="list-style-type: none"> 「2030年までに、サーキュラーエコノミー関連ビジネスの市場規模を、現在の約50兆円から80兆円以上とすることを目指す。」
BlackRock	<ul style="list-style-type: none"> 2019年に「Circular Economy Investment Fund」を組成、2,000万ドル規模からスタートし、<u>22年8月時点</u>では19億ドル規模の運用額にまで成長。
Chatham House	<ul style="list-style-type: none"> 2021年2月時点でのサーキュラーエコノミー関連の投資ファンドの総額を210億ドルと推計。 また、グリーンボンド資金の4%（245億ドル相当）がサーキュラーエコノミー関連に投資されていると推計。
Closed Loop Partners	<ul style="list-style-type: none"> 同社は2022年6月、プラスチック、容器包装、食料、電子機器、アパレルが埋立処分されることを回避する循環型ビジネスへの投資を行うプライベートエクイティファンドに<u>2億ドル</u>を調達した旨発表



【出典】Archetype Ventures株式会社

【出典】各種報道等より抜粋

11

成長志向型の資源自律経済の確立に向けた問題意識①

(1) 資源制約・資源枯渇リスクに対する経済の自律性の必要性の高まり

- 世界のマテリアル需要が増大し、多くのマテリアルの将来の枯渇が予測されている。

※特に、金、銀、銅、鉛、錫などは、2050年までの累積需要が埋蔵量を2倍以上超えている状況

- 再生プラスチックをはじめとした再生材についても利用促進を背景に争奪戦が発生。

- 供給が一部の国に集中しているマテリアルがあり、資源国の政策による供給途絶リスクが存在。

※ニッケル、マンガン、コバルト、クロムなど集中度が特に高いマテリアルある一方で、中国によるレアアース輸出制限、インドネシア（最大生産国）によるニッケル輸出禁止等の施策も現実化。

- 先進国の中でも日本は自給率が低く、調達リスク増大の懸念。

(2) 廃棄物処理やCO2排出削減等の環境制約の強化

- 廃棄物の越境制限をする国が増加、国際条約も厳格化の動き（バーゼル条約）。

- 日本国内では廃棄物の最終処分場に制約があり、対策が必要。

- CN実現に向け、3Rの更なる推進によるCO2排出の削減が不可欠。

※循環資源（再生材・再生可能資源（木材・木質資源を含むバイオ由来資源）等）活用により、2～9割のCO2排出削減効果。また、リペアの推進による長期利用やシェアリングサービス等によるサービス化もCO2削減にも寄与。

2

成長志向型の資源自律経済の確立に向けた問題意識②

(3) サーキュラーエコノミーの成長機会の重要性の高まり

- 資源自律経済への対応が遅れがもたらすリスクの増大

①マテリアル輸入依存による国富流出や国内物価上昇のリスク増大。

②資源循環の取組の脆弱な製品は世界市場から排除され市場を失う可能性。

③世界的に静脈産業は大型投資が進んでおり、対応が遅れれば、再生材調達や廃棄物処理も海外依存の可能性。

- 再生利用性が高い国内の廃棄物（中古自動車、ペットボトル等）は海外流出している状況。

- サーキュラーエコノミーの市場が今後大幅に拡大していく見込み

※一部の試算では、日本国内では2020年50兆円から、2030年80兆円、2050年120兆円の市場規模を見込まっている。

①世界的な制約強化を背景にしたサーキュラーエコノミー型ビジネスへの転換必要性の拡大。

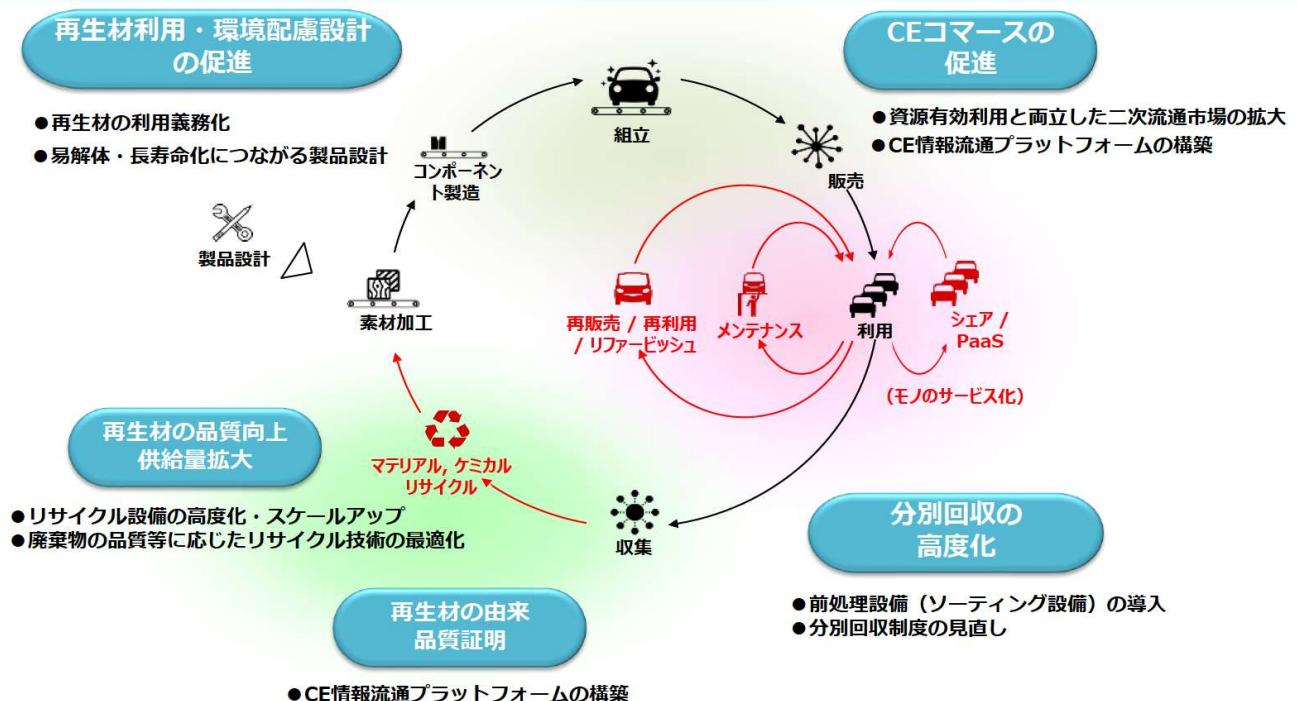
②消費者の環境意識の高まりによる資源循環価値を持つ製品やサービスの需要の拡大。

③3Rを主に担っていた公共部門における民間ビジネスやノウハウの活用の拡大。

④動脈や静脈等、業種を越えた連携によるイノベーションや需要の創出の促進。

サーキュラーエコノミー推進に向けた取組

- サーキュラーエコノミーの推進のためには、設計からリサイクルに至るまで、バリューチェーン全体での多面的な措置が必要となる。



14

サーキュラーエコノミー推進に必要な施策

- サーキュラーエコノミーの推進に向けては、まずは個社では実現可能な取組が限られていることや特に動脈と静脈の情報共有や連携が不可欠であるため、①サーキュラーエコノミーの担い手の発掘や横での連携を強力に進めていくことがまず求められる。加えて、今まで3R施策として取り組んできたリサイクル、リデュース、リユースなどの取組について、②ビジネスベースで持続的な取組として確立すること、③今まで存在していなかった再生材やCEコマース等の市場を創出し、更に拡大していくことが必要となる。
- そのため、（1）産官学連携の推進によるCEの担い手のネットワーキングと具体的なプロジェクト組成等を強力に進めるとともに、（2）GX予算を活用した大規模かつ長期の支援も可能となる投資支援及び（3）サーキュラーエコノミー関連分野における幅広いルール整備によるビジネス化の進展と新たな市場の創出を進める。
- この3つの取組の柱を中心に業界と意思疎通しつつ、投資支援とルール整備を一体的に措置することで、スピード感を持って官民一体となってサーキュラーエコノミー施策を推し進める。

産官学の連携



投資支援
(GX予算等)

ルール整備
(改正資源法)

15

日本の資源循環経済政策について

– 成長志向型の資源自律経済戦略

– 産官学の連携（サーキュラーパートナーズ）

– ルール整備

中部経産局の取組

産官学の連携（サーキュラーパートナーズ（CPs））

- 各主体の個別の取組だけでは、経済合理性を確保できず、サーキュラーエコノミーの実現にも繋がらないことから、ライフサイクル全体での関係主体の連携による取組の拡張が必須。
- そのため、サーキュラーエコノミーに野心的・先駆的に取り組む、国、自治体、大学、企業・業界団体、関係機関・関係団体等の関係主体における有機的な連携を促進することにより、サーキュラーエコノミーの実現に必要となる施策についての検討を実施。

会員数：794者 (11月27日時点)

中部管内からは蒲郡市、愛知県、富山県が参画。



Circular Partners

企業

：646社

(大企業：238社、中小企業：408社（うち、小規模企業：120社）)

業界団体

：38団体

自治体

：31自治体

大学・研究機関

：28機関

関係機関・関係団体

：51機関

公式サイト



<https://www.cps.go.jp/>

ビジョン・ロードマップ
検討WG

今後の日本のサーキュラーエコノミーに関する方向性を定めるため、2030年、2050年を見据えた日本全体のサーキュラーエコノミーの実現に向けたビジョンや中長期ロードマップの策定を目指す。また、各製品・各素材別のビジョンや中長期ロードマップの策定を目指す。

CE情報流通
プラットフォーム構築WG

循環に必要となる製品・素材の情報や循環実態の可視化を進めるため、2025年度を目指す「サーキュラーエコノミー情報流通プラットフォーム」を立ち上げることを目指す。

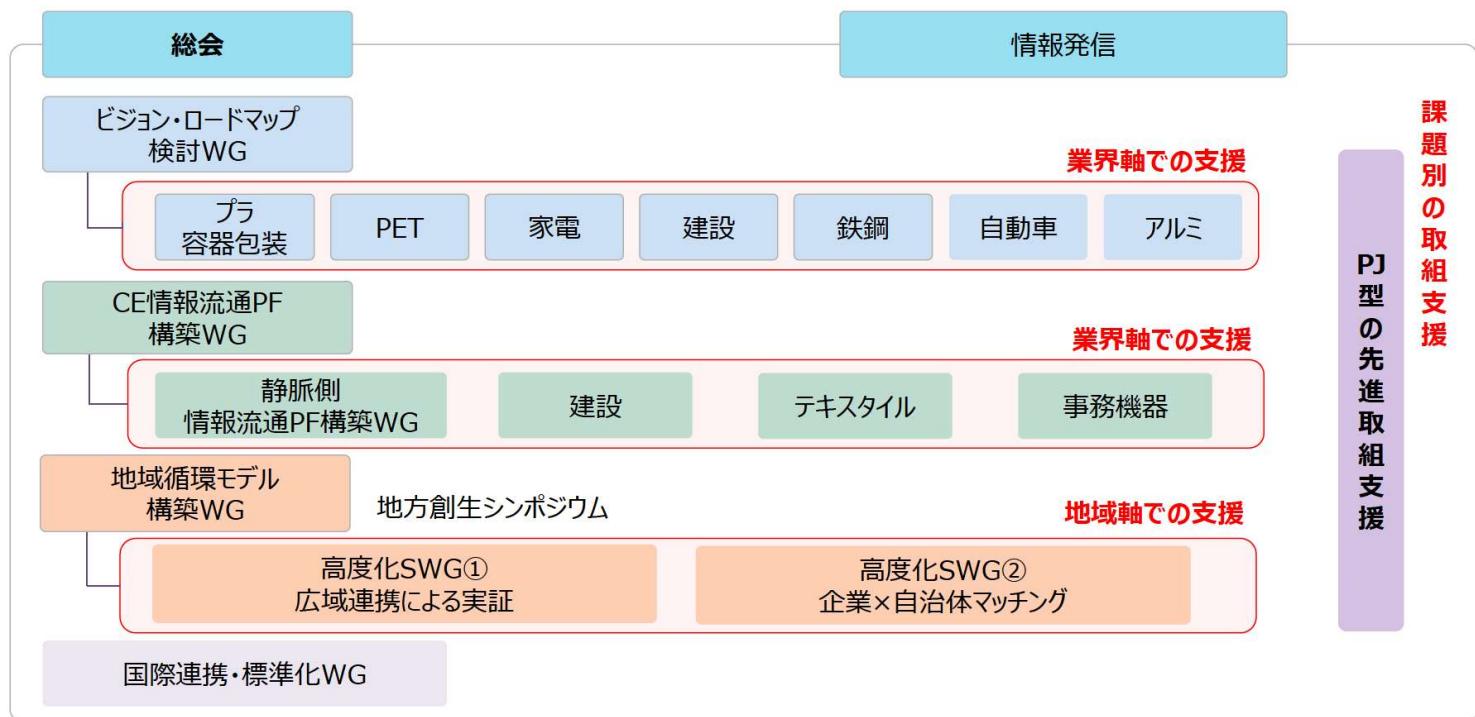
地域循環モデル
構築WG

自治体におけるサーキュラーエコノミーの取組を加速し、サーキュラーエコノミーの社会実装を推進するため、地域の経済圏の特徴に応じた「地域循環モデル（循環経済産業の立地や広域的な資源の循環ネットワークの構築等）」を目指す。

その他
(新規検討テーマ等)

動脈連携、ビジネスモデル、標準化、価値化、技術、新産業・新ビジネス創出等についても順次検討を実施し、産官学連携によるサーキュラーエコノミーの実現を目指す。

CPs全体像 ※各WG/SWGは相互連携



18

サーキュラーパートナーズ 参画要件

企業・業界団体 向け

サーキュラーパートナーズのご応募はこちらから



- 本パートナーシップへの参画から原則1年以内に、サーキュラーエコノミーに関する定量的な目標設定を行い、事務局へ提出。また、当該目標を変更（軽微な変更を除く。）した場合にも事務局へ提出。
- サーキュラーエコノミーに関する定量的な目標及び当該目標の達成のための具体的な取組についてホームページ等で公表。
- サーキュラーエコノミーに関する定量的な目標の達成度について、原則1年ごとにフォローアップを行い、事務局へ提出。

自治体 向け

- 本パートナーシップへの参画から原則1年以内に、サーキュラーエコノミーに関する定量的な目標設定を行い、事務局へ提出。また、当該目標を変更（軽微な変更を除く。）した場合にも事務局へ提出。
- 当該自治体の環境基本計画等の次期の改定の際にサーキュラーエコノミーに関する定量的な目標を盛り込み、公表。
- サーキュラーエコノミーに関する定量的な目標の達成度について、定期的（※任意で設定）にフォローアップを行い、事務局へ提出。

大学、研究機関、関係機関・関係団体 向け

- 本パートナーシップへの参画から原則1年以内に、サーキュラーエコノミーに関するプロジェクトを実施し、又はサーキュラーエコノミーに関するプロジェクトに参加し、当該プロジェクトを通じた取組を継続的に実施。
- サーキュラーエコノミーに関するプロジェクトの成果について、定期的（※任意に設定）に情報開示を行うとともに、事務局へ提出。

19

投資支援

- サーキュラーエコノミーの拡大で再生材の国内供給量の不足が見込まれていることから、研究開発から実証・実装までを面的に支援することが必須。
- GX経済移行債により、今後10年間で官民合わせて2兆円超の投資の実現を目指し、自動車・バッテリー、電気電子製品、プラスチック等の長寿命化や再資源の容易性の確保に資する技術開発及び設備投資への支援。
- 令和6年3年間で300億円の支援を実施。長寿命化や再資源化の容易性の確保等に資する「環境配慮型ものづくり」のための技術開発、実証及び商用化等に係る設備投資等を支援。令和7年度からの3年間も支援を行っていく。

自律型資源循環システム強靭化促進事業

国庫債務負担行為要求額 260億円

※令和8年度概算要求額 73億円（30億円）

事業概要

「サーキュラーパートナーズ」の枠組みを活用し、以下の資源循環に係る取組に対して補助を行う（補助1/2,1/3等）。

（1）自動車・バッテリー、電気電子製品、包装、プラスチック、繊維等について、再生材等を原料として活用し、再生材利用製品を製造するための技術開発、実証及び商用化に係る設備投資等を支援する。

（2）自動車・バッテリー、電気電子製品、包装、プラスチック、繊維等について、長寿命化や再資源化の容易性の確保等に資する「環境配慮型ものづくり」のための技術開発、実証及び商用化に係る設備投資等を支援する。

（3）リユース、リファービッシュ等のC Eコマース促進のための技術開発、実証及び商用化に係る設備投資等を支援する。

成長志向型の資源自律経済加速化事業のうち、

（1）資源自律経済確立に向けた産官学連携加速化事業 令和8年度概算要求額 8.5億円（9.5億円）

事業概要

（1）「サーキュラーパートナーズ」の活動計画の策定や個別テーマごとのワーキンググループの開催等について、事務的な補助等を行う事務局の運営を実施する（委託）。

（2）自律型資源循環システム構築のため、「サーキュラーパートナーズ」で検討する個別テーマの設定や深掘りのための調査、参画する自治体、大学、企業・業界団体、関係機関・関係団体等のビジョン・ロードマップの策定、地域循環モデルの創出等のための支援、資源循環に係る国際標準等に関する調査、資源循環経済の実現加速に向けた情報発信等を実施する（委託）。

（3）自動車・バッテリー、電気電子製品、包装、プラスチック、繊維等の資源循環に係る取組において、経済合理性や技術的課題の明確化等のための実証や、設備投資についての支援を実施する（補助2/3,1/2,1/3）。

○脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金 令和7年度産官学連携による自律型資源循環システム強靭化促進事業」二次公募

○二次公募終了

公募期間：2025/10/16（木）～11/27（木）15時必着

- 応募はCPs参画者に限定
- 補助上限額設定なし
- 企業のみでの応募が可能
- 事前申請制による
案件内容による分担あり
→環境省事業へ

脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金

令和7年度産官学連携による自律型資源循環システム強靭化促進事業

【二次公募】

補助対象期間：交付決定日から農民令和10年2月29日止

本事業は、資源循環に係る技術開発及び実証に係る建設費、設計費、設備費、工事費等（以下「設備投資等」という。）に対して補助を行います。

- 再生材等を原料として活用し、再生材利用製品を創出するための技術開発、実証及び商用化に係る設備投資等を実施する。
- 長寿命化や再資源化の容易性の確保等に資する「環境配慮型ものづくり」のための技術開発、実証及び商用化に係る設備投資等を実施する。
- リユース、リファービッシュ等のC Eコマース促進のための技術開発、実証及び商用化に係る設備投資等を実施する。

対象事業イメージ



公募
期間

■ 二次公募：令和7年10月16日（木）～11月27日（木）15：00 迄
公募期間：令和7年10月23日（木）10:30～11:30

●お問い合わせ先&URL：

<https://www.teitanso.or.jp/r7skgshigen/>

補助率及び補助金額の上限

補助率：中小企業等1/2以内、大企業等1/3以内
※1件あたりの上限額は1億円（税込）

※中小企業等の場合は、中小企業令和3年版

※令和3年4月：第2回第1回に定められた対象とする

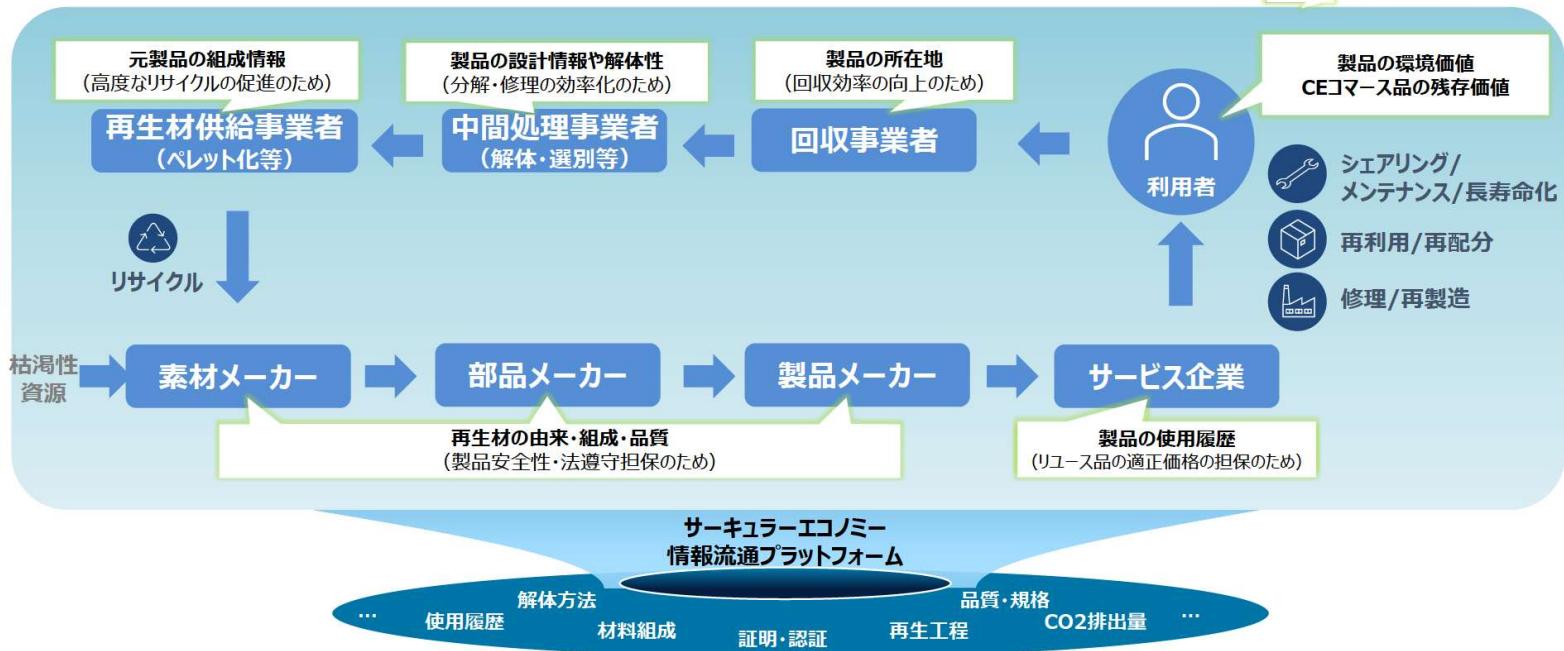
※1件あたりの上限額は1億円（税込）

※1件あたりの

サーキュラーエコノミーの推進におけるCE情報流通PFの役割

- サーキュラーエコノミーの推進においては、モノの長寿命化、再利用、修理、リサイクルといった多層的な循環を適切に選択し、循環プロセスを効率的に回す必要があるが、そのためにはモノの履歴や組成、由来といった価値情報の流通が不可欠

凡例： 知りたい情報例



個別ユースケースの全体像 ※システム名含め暫定的な整理案

各PFの構築状況：
社会実装済み システム開発中 要件検討中
* 特定領域におけるCE情報流通PFの要件定義にて検討中

- 2025年8月現在、個別ユースケースの取組み全体像は下記の通り。

対象プロセス							
対象プロセス例	製品設計・製造		利用/再利用	回収	中間処理・再生材の製造		再生材の販売
企業間の伝達情報例	製品の組成 (例：化学物質情報)	製品の環境価値・認証 (例：CFP、CE指標)	製品の残存価値・認証 (例：製品の利用履歴)	廃棄物の詳細 (例：型番、所在・物量)	再生材の由来 (例：中間処理プロセス)	再生材の品質 (例：再生材の組成、化学物質情報)	再生材の詳細 (例：所在・生産量)
PF利用者例 (入力・参照)	素材・製品製造事業者		流通業者 消費者	回収事業者	解体・選別事業者	再生材製造事業者	素材・製品製造事業者
自動車	製品含有化学物質のトレーサビリティ管理システム(CMP) ^{※2}		蓄電池のトレーサビリティ管理システム ^{※1}		CMPから廃製品の組成情報を入手 RMPから製品リサイクルのトレーサビリティ管理システム(RMP) ^{※3}		
自動車蓄電池					事務機器のトレーサビリティ管理システム ^{※5}		
家電製品					テキスタイルのトレーサビリティ管理システム ^{※6}		
事務機器							
アパレル製品 (テキスタイル)					建設のトレーサビリティ管理システム		
建築物					再生碎石/再生骨材コンクリートのトレーサビリティ管理システム		
土木資材							
中間材 プラスチック	製品含有化学物質のトレーサビリティ管理システム(CMP) ^{※2}		鉄鋼のCFP 関連データ提供 ^{※7}		プラスチックのトレーサビリティ管理システム(PLA-NET) ^{※4}		
鉄鋼							

※1 欧州電池規則への対応も想定

※2 主に自動車・電機電子製品に含まれる化学物質が対象。最終製品に含まれる各種中間材も対象予定。

※3 自動車・電機電子製品由来のプラスチックを1stユースケースとして検討予定。部品の再利用にも拡張予定

※6 欧州DPPへの対応も想定

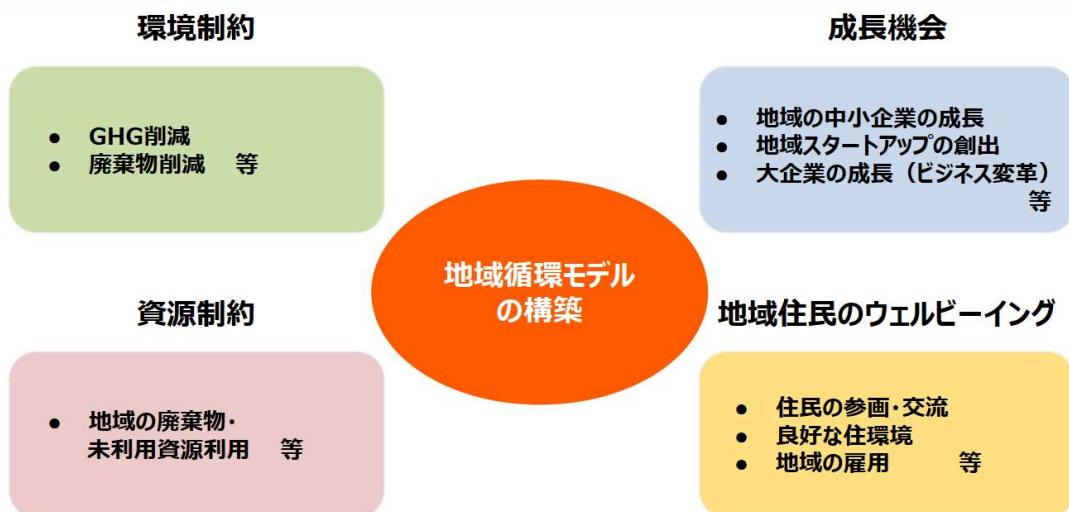
※4 自動車用プラスチックが先行ユースケース、CMPと連携。欧州ELV規則、欧州DPPへの対応も想定

※7 欧州DPPへの対応も想定

※5 再製造を含む。欧州DPPへの対応も想定

CE地域循環モデル構築の目的と視点

- 地域の特性に合わせた「地域循環モデル」を構築することで、環境制約や資源制約への対応、成長機会の獲得、地域住民のウェルビーイングの実現を目指す。
- その際、地域で循環可能な資源は可能な限り地域で循環させ、それが困難なものについては物質が循環する環(わ)を広域化させていくなど、地域の特性に合わせて最適な規模の資源循環を形成することが重要。

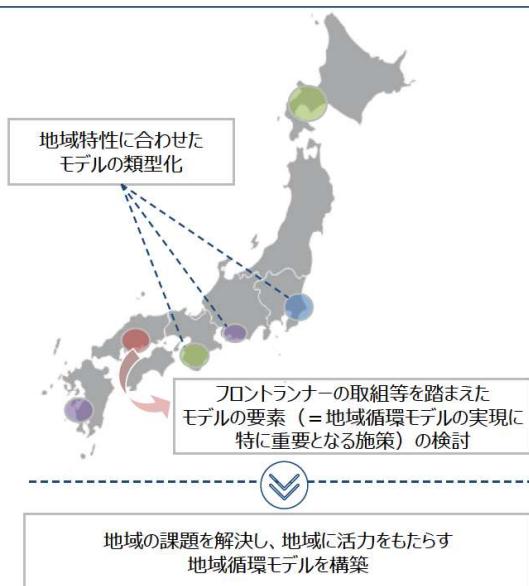


24

地域循環モデル構築のポイント

- 地域の実情を踏まえつつ、地域の課題を解決し、地域に活力をもたらす「地域循環モデル」を構築し、全国的に展開する。また、地域における循環の構築方法や効果測定する指標に関して整理。

地域循環モデル構築のイメージ



地域循環モデル構築のポイント

- 1** 地域特性に合わせて 地域循環モデルの類型化
主要産業や人口規模等を基準に、各地域に展開可能なモデルに類型化する。
- 2** フロントランナーの取組等を踏まえた 地域循環モデルの要素の検討
CEの取組を先行して実施している自治体の取組等を参考に、モデルに盛り込む要素を検討する。
- 3** 地域に活力をもたらす 地域循環モデルの構築
地域の課題を解決し、地域に活力をもたらす 地域循環モデルを構築する。

25

○サーキュラーエコノミーによる地方創生シンポジウム（2025年度）の開催

地方のサーキュラーエコノミーの活性化を目的に、自治体を挙げてサーキュラーエコノミーの加速を行う富山・京都・埼玉にて地方創生シンポジウムを開催。

＜開催日時＞

●2025年10月17日（金）14：00～17：00

＠富山県富山市（ボルファートとやま）

●2025年11月27日（木）14：00～17：00

＠京都府京都市（京都烏丸コンベンションホール）

●2026年2月初旬頃（予定）

＠埼玉県さいたま市

○サーキュラーエコノミーによる地方創生シンポジウム（2024年度）

※愛知県、福岡県、広島県で開催

○プログラム（愛知県）

・経済産業省、蒲郡市様、名古屋大学COI-NEXT変環共創拠点様、
トヨタ自動車（株）様、（株）Sharing FACTORY様、（株）TOWING様、
による講演、
・パネルディスカッション、ネットワーキング



日本の資源循環経済政策について

- 成長志向型の資源自律経済戦略
- 産官学の連携（サーキュラーパートナーズ）
- ルール整備

中部経産局の取組

ルール整備

- 現在の資源循環に係る政策体系は、3R(Reduce, Reuse, Recycle)を前提としており、特に静脈産業に焦点を当てた政策が中心であることから、「動静脈連携」を基本とするCE型に政策体系を刷新することが必須。

資源有効利用促進法（資源法）改正のポイント

① 再生資源の利用計画策定・定期報告

- ・脱炭素化の促進のため、再生材の利用義務を課す製品を特定し、当該製品の製造事業者等に対して、再生材の利用に関する計画の提出及び定期報告を求める。

② 環境配慮設計の促進

- ・資源有効利用・脱炭素化の促進の観点から、特に優れた環境配慮設計（解体・分別しやすい設計、長寿命化につながる設計）の認定制度を創設。
- ・認定製品はその旨の表示、リサイクル設備投資への金融支援など、認定事業者に対する特例を措置。

③ GXに必要な原材料等の再資源化の促進

- ・高い回収目標等を掲げて認定を受けたメーカー等に対し廃棄物処理法の特例（適正処理の遵守を前提として業許可不要）を講じ、回収・再資源化のインセンティブを付与。

④ CE（サーキュラーエコノミー）コマースの促進

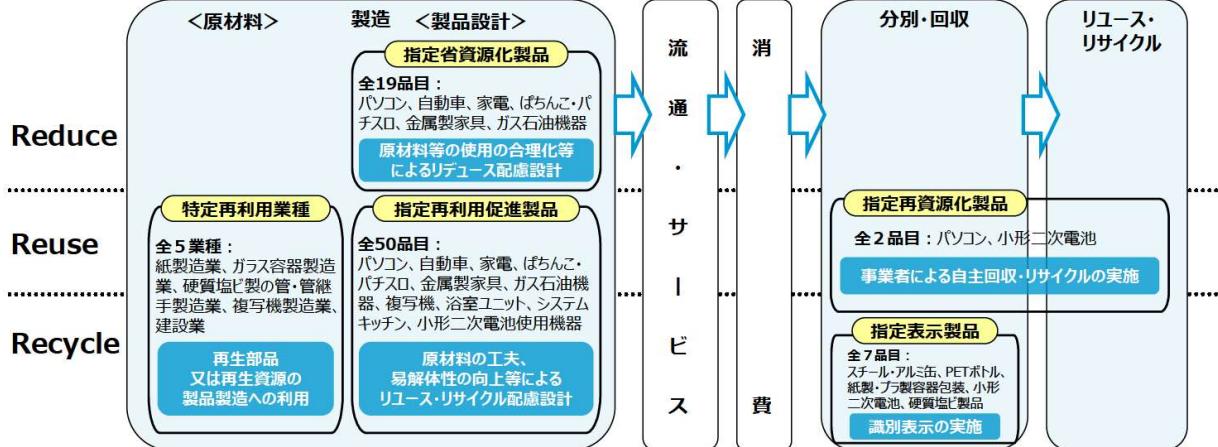
- ・シェアリング等のCEコマース事業者の類型を新たに位置づけ、当該事業者に対し資源の有効利用等の観点から満たすべき基準を設定。

28

資源有効利用促進法の概要（改正前）

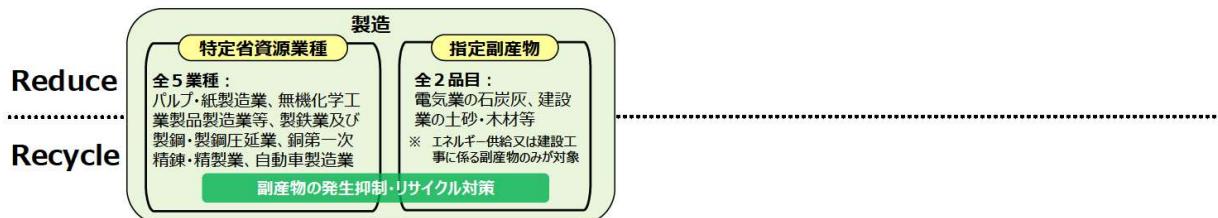
I. 製品対策

使用済物品の発生抑制対策、部品の再使用対策及びリサイクル対策（原材料としての再生利用）の取組を事業者に義務付け。



II. 副産物（事業場）対策

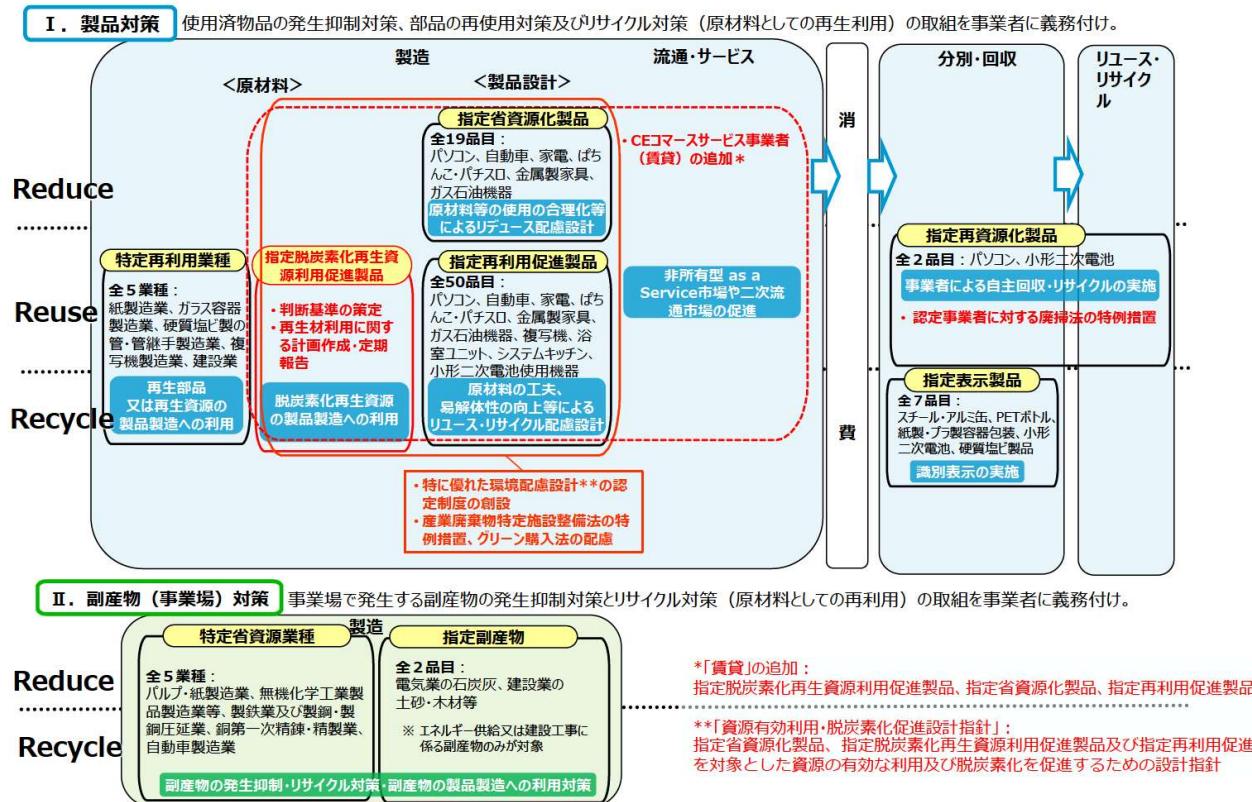
事業場で発生する副産物の発生抑制対策とリサイクル対策（原材料としての再利用）の取組を事業者に義務付け。



29

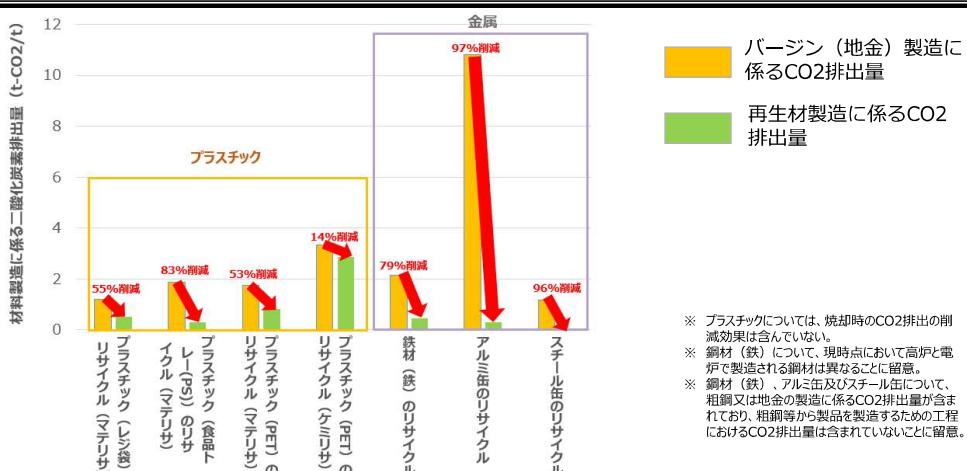
資源有効利用促進法概要と改正事項

法律改正事項：赤字



① 再生資源の利用計画策定・定期報告

- 脱炭素化の促進のために利用することが特に必要な再生資源（脱炭素化再生資源）を原材料として利用することが特に必要な製品（指定脱炭素化再生資源利用促進製品）を指定し、当該製品の生産量又は販売量が一定以上の製造事業者等に対して、計画の作成（脱炭素化再生資源の利用目標等）及び定期の報告を求める。
- これにより再生資源の利用をモニタリングする仕組みを構築し、必要に応じて再生資源利用の改善を促していく。



【出典】環境省「3 R原単位の算出方法」、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会「ガラスびんの指定法人ルートでの再商品化に伴い発生する環境負荷調査と分析に係る業務報告書」等を参考に作成

脱炭素化再生資源の指定について

- 脱炭素化再生資源として、再生プラスチックを指定。
- 再生プラスチックの定義については、プレコンシューマ材及びポストコンシューマ材の両方を含むもの（使用済物品等又は副産物を原材料として利用することができる状態にしたプラスチック）として規定する。

＜指定の考え方＞

指定要件	プラスチック
①脱炭素化の観点 ・天然資源に比べて、再生資源を利用することでその原材料のライフサイクル全体を通じた二酸化炭素の排出量を大きく低減できること ・世界的に脱炭素に資する製品に必要な資源の需要が増加する中で脱炭素社会の形成のために必要不可欠な製品に利用される資源であること。	プラスチックを再生資源として利用することにより、二酸化炭素の量を大きく低減可能。
②海外依存度の高さから安定的な供給が求められること。	プラスチックの原料となる石油は輸入依存度が高い。
③技術的・経済的に再生資源の利用が可能※ではあるものの、量・質の確保等の課題があり、政策的な措置が必要であること。 ※「技術的に可能」：現在の技術水準等を考慮してその技術的可能性があること。 ※「経済的に可能」：設備投資による負担が著しく過重であるなど、経済的におよそ不可能なものではないこと。 (出典：資源有効利用促進法逐条解説)	再生プラスチックの利用に関しては、技術的・経済的にも利用が可能な状況であるが、国内廃プラスチックが年間800～900万トン発生しているにもかかわらず、そのうち国内での再生資源の利用率は5%程度に留まっている。

32

指定脱炭素化再生資源利用促進製品の指定の考え方

- 国内の再生プラスチックの供給基盤の確立に向けては、需要と供給の両輪で取り組むことが必要。
- 業界ヒアリングを踏まえ、再生プラスチックの利用拡大を主導していく業界として、自動車、家電4品目、容器包装（食品（飲料PETボトル除く）や医薬品を除く）を指定することとしたい。

自動車	家電	容器包装
<ul style="list-style-type: none">自動車リサイクル法による回収体制の整備、分離・再資源化に向けた課題整理・検討が進んでおり、業界として利用拡大に向け意欲的に取り組んでいる。再生プラスチック利用規模も大きく、国際競争力のある再生材供給産業の育成に向けて産業界をリードしていただく観点から、自動車を指定対象とすることとしたい。定期報告において、再生プラスチック利用実績の報告開始時期については、サプライチェーンの複雑さ等も考慮し、柔軟な運用を行う。ただし、再生プラスチックの量／質／コストの課題など供給側の課題への対応、EUのELV規則等グローバルなルールと整合した運用等が今後必要。	<ul style="list-style-type: none">家電リサイクル法による回収体制の整備、分離などの技術開発状況、再生プラスチック利用に向けた業界として意欲を踏まえ、家電4品目を指定対象とすることとしたい。ただし、更なる再生プラスチック利用拡大には向けては、消費者も含めた再生プラスチックが利用される環境の醸成や、易解体が普及する仕組み整備等の課題への対応が今後必要。	<ul style="list-style-type: none">容器包装リサイクル法による回収体制の整備、分離・再生技術が一定揃っていること、業界団体として意欲的な再生プラスチック利用目標を掲げていることを踏まえると、容器包装を指定対象とすることとしたい。ただし、効率的な回収・選別体制の構築や、再生プラスチック利用事業者へのインセンティブ等、容器包装リサイクル制度の見直しを含めた仕組み整備が必要。

指定脱炭素化再生資源利用促進製品に対しては、再生プラスチックの量・質の改善に向けた供給体制の整備や利用拡大に向けた技術開発支援等、政府として必要な支援を積極的に実施していく。

33

② 環境配慮設計の促進

- 現行法では、リサイクルの容易化や省資源化など、**環境配慮設計を進めるべき製品**（50品目）を指定。
- 他方、**環境配慮設計が特に優れた製品を積極的に評価し、全体レベルを底上げする仕組みがなかった。**
- このため、ライフサイクル全体の環境負荷低減に**特に優れた環境配慮設計（資源有効利用・脱炭素化促進設計）を認定**する。
- **認定を受けた製品**について、①国による**公表と周知**、②差別化できる**製品表示**、③グリーン購入法における**国の調達の基本方針への反映**、④関連設備投資への産廃処理施設整備法の指定法人による**債務保証**等、⑤**事業者等の使用**努力義務を規定。

事業者が従うべき判断基準

＜家電・複写機の例＞

（リサイクルの容易化）

- 構造の工夫（解体・分別が容易な設計）
- 原材料の工夫（原材料の種類数の削減、添加物の不使用等）

（省資源化）

- 原材料等の使用の合理化
- 長期間の使用の促進
- 修理等の機会の確保

優れた環境配慮設計の例

＜家電＞



- ✓ 再生プラスチックを40%以上使用
- ✓ 塗装や印刷などを極力排除（リサイクルのしやすさに配慮）
- ✓ 廃棄時にリチウムイオン電池を分別しやすい設計

出典：日立グローバルファイアソリューションズ株式会社HP

＜複写機＞



- ✓ 部品リユース率は最大84%
- ✓ 部品点数の削減
- ✓ 解体した部品の運搬の容易化
- ✓ 分解、清掃、分類しやすい製品設計

出典：富士フイルムホールディングス株式会社HP

34

③ GXに必要な原材料等の再資源化の促進

- 現行法では、小型バッテリーやその使用製品（29品目）のメーカー等に、**小型バッテリーの回収・再資源化を義務付けている。**
- ただし、①回収スキームが十分に構築されていない（広域回収には個別の自治体許可が必要）、②**小型バッテリーの取り外しができない一体型製品が増えている**、③**消費者も小型バッテリーを分別すべきと認識しにくいこと**等から、**回収率が低い**。
- また、リサイクル現場で小型バッテリーが原因の**発火事故**が増加、**回収率向上の要請**が強まっている。
- このため、**高い回収目標等を掲げ、認定を受けたメーカー等には廃棄物処理法の特例**（適正処理の遵守を前提として業許可不要）を講じ、**回収・再資源化を促進**する。

メーカー等による小型バッテリー回収の課題

1. 広域回収には個別自治体許可が必要
2. 小型バッテリー取り外し不可の一体型製品の増加
3. 消費者が小型バッテリーを分別すべきと認識しにくい

自主回収・再資源化する計画の申請
(高い回収目標の例：自主製品の30%を回収)



主務大臣が認定

国



廃棄物処理法の特例措置
(收集・運搬・処理業の許可不要)

バッテリー使用製品
メーカー等
(電動シェーバー、
電動歯ブラシ等の
29品目が対象)

実施状況の報告

モニタリング
取組不十分であれば勧告・命令

收集・運搬

回収拠点
(自治体・家電量販店等)

回収対象
一体型製品*
バッテリー単体
(バッテリー内蔵)

排出者
(消費者)

※具体的な対象製品については、現行制度で小型バッテリーの回収対象となっている29品目や火災事故の発生品目等を対象に検討。

35

④ サーキュラーエコノミー(CE) コマースの促進

- 現行制度では、**CEコマース**（シェアリング、リユース等の資源の有効利用につながる新たなビジネス）を健全に育成する適切な規律が存在しない。
- CEコマース事業者の類型を新たに位置づけ、**資源の有効活用や消費者の安全といった観点から事業者が従うべきCEコマースビジネスの判断基準を設定**する。
- 判断基準を勘案して、必要な指導・助言を行う。

CEコマースビジネスの例



出典：パナソニック株式会社

→高価な家電を定額利用できる
サービス



出典：air Closet

→スタイルリストが選んだ洋服が
定額で借りられるサービス

不適切なCEコマースビジネスの例

○資源の有効活用の観点

- ・軽微な損傷だけで、まだ使用できる製品が廃棄される事例

袖が汚れた服



首元がへたれた服



○消費者の安全の観点

- ・中古製品の修理歴や使用状態などの重要情報が消費者に適切に開示されず、製品事故やトラブルが発生
- ・シェアリングサービス等において所有者から預かった製品が返却されないといったトラブルが発生

サーキュラーエコノミー推進への問題意識

1. 再生資源の需要見える化による供給の促進

例) 再生資源活用の自主目標策定により再生資源の供給が増加するか

2. 静脈を意識した動脈プロセス構築、製品づくり

例) 化学物質や再生資源活用のデータの動脈静脈間での共有、環境配慮設計の促進

3. CEコマース促進に向けた製造・サービスのあり方

例) シェアリング・リペアの促進をメーカーのビジネスにどうつなげるか

4. CE実現に向けた地域における取組

例) 自治体を巻き込んだ実証づくり、地域レベルでの動静脈の連携体制の構築

5. 消費者行動の変容の重要性

例) より細かな分別への取組、製品への再生資源活用への抵抗感の克服

サーキュラーエコノミーの取組がもたらすメリット

1. 他社や他産業との連携を通した新たな視点によるイノベーション促進

1社では実現できないサーキュラーエコノミーの取組を通して、様々なプレイヤーと連携することによる新たなビジネスチャンスの創出が期待できる。

2. 中長期でのサステナビリティを意識した取組の促進

一筋縄では進まないサーキュラーエコノミーの取組を通して、より中長期の視点から自社のビジネスを見直す機会の創出につながる。

3. 前後工程や静脈産業も巻き込んだ製造プロセスの見直し

再生材の利用を検討する中で、前後工程や静脈産業との密接なやりとりが求められるため、個社内の最適化を超えた静脈も含めた全体プロセスの最適化につながる。

4. CEコマースを通した、新たな顧客のニーズの理解促進

製造・販売という今までのビジネスに加えて、リースやリペアなどのCEコマースを通して、新しい形や継続的な顧客との関係構築が可能となり、ニーズの理解促進につながる。

5. 若い世代の関心分野の取組による人材育成・やりがいの創出

サステナビリティに関心の高い若い世代が主導できる分野であり、人材育成や満足度の向上にも効果がある。

日本の資源循環経済政策について

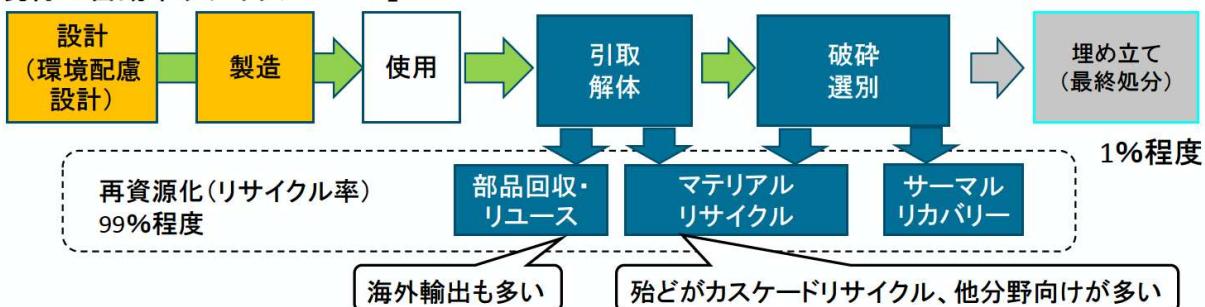
- 成長志向型の資源自律経済戦略**
- 産官学の連携（サーキュラーパートナーズ）**
- ルール整備**

中部経産局の取組

問題意識（現状の自動車リサイクルとCEのギャップ）

- 自動車産業においては、これまで環境配慮設計の実装、3R推進について高いレベルで取り組んでおり、特にリサイクルの面では、現行の自動車リサイクル法でほぼ99%の再資源化を達成している。
 - 一方で、現状のリサイクルは他分野への用途（カスケードリサイクル）やサーマルリカバリーも多く、水平リサイクルは殆ど実施されていない。
 - 中部地域は、国内随一の自動車産業の集積地であり、将来的なサーキュラーエコノミー実現に向けて、安定的な資源確保とともに水平リサイクルに率先して取り組む必要がある。

【現行の自動車リサイクルフロー】

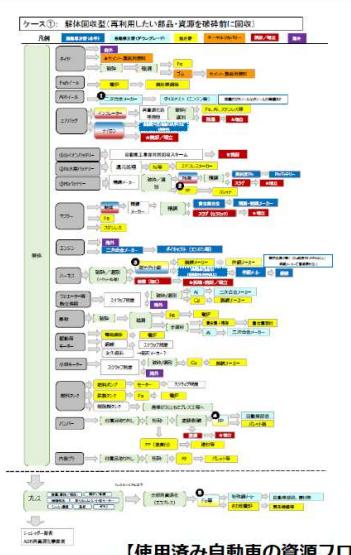


現状は資源が自動車に戻らない“リニアエコノミー”

→ CE移行に向けて、循環配慮設計、水平リサイクルによる資源循環を考える必要がある

R5年度「中部地域におけるサーキュラーエコノミー移行の加速に向けた調査」

- これまで不十分であった「自動車産業における水平リサイクル」の実現に向けて、静脈企業へのヒアリングを通じ再資源化の現状を把握し、設計、材料選択、製造方法、回収、選別、再資源化など、水平リサイクルに向けた課題を整理。
 - 静脈側目線で整理した課題について、自動車メーカーと意見交換を行い、動脈側目線も合わせ、アクションプランを作成（CE移行に向けた課題を短期・中期・長期に分類）。



【实施内容】

【前提】 CE時代のものづくり（理想像）を想定

- 循環配慮設計（材料、製造方法、回収・選別方法）
 - 水平リサイクル、バージン材料削減、再利用できない材料の削減

（1）【現状把握】 静脈企業へのヒアリングを通じて水平リサイクルに向けた課題を整理

- マテリアルリサイクルの方法（現状）、水平リサイクルできない理由（原因）
 - **現状の資源フロー作成**
 - 再生材料の質を向上するために動脈側へ提案したい内容

（2）【提案】 整理した課題をもとに静脈側目線でCE移行に向けた取組を自動車メーカーへ提案

- 課題を踏まえ取組提案、自動車メーカー主導で着手可能な内容、難易度の高い内容（技術が未熟、個社の取組では困難、など）について意見交換（動脈側目線）

（3）【アクションプラン】CF移行に向けた課題を短期・中期・長期に分類・整理

- CE時代のものづくり（理想像）からのバックキャスト（静脈側目線含む）と自動車メーカー主導で着手可能な内容（フォアキャスト）を整理
 - **アクションプラン作成**（課題の難易度を考慮し目標を短期・中期・長期に整理）

1. アクションプラン (R5年度官房プール予算当局調査事業にて作成)



【自動車産業のサーキュラーエコノミー移行に向けたアクションプラン】中部経済産業局「中部地域におけるサーキュラーエコノミー移行の加速に向けた調査事業（令和5年度）」

42

2. 実施内容

① 【アルミ展伸材（6000系）】

- アルミ展伸材は種類が多く、材質によってSi、Mg、Mnなどの含有量が異なり、異なる展伸材が混ざったスクラップを展伸材へ戻す（水平リサイクル）のは難しい。現状は、二次合金としてアルミ鋳物やダイキャスト用の材料へのマテリアルリサイクルが大部分。
- アルミ合金の特性として、含有元素を取り除くことは難しく、「同じ材料」のスクラップからであれば水平リサイクルの可能性はある。しかし、静脈側で毎ロット成分を分析することは現実的でないため、代替手段（データの活用など）の想定も必要。
- ①他の材料と混ざらない、②品質確保（バラツキへの対応、品質保証）、③トレーサビリティ（由来管理）、を念頭に資源循環モデル（仮説）を設定、実現しようとした場合の「現状とのギャップ」を想定課題として整理。
- 想定課題を動脈、静脈、素材メーカーなどと共有、業界や国の動向を整理して中長期的視野で取組の方向性を整理。

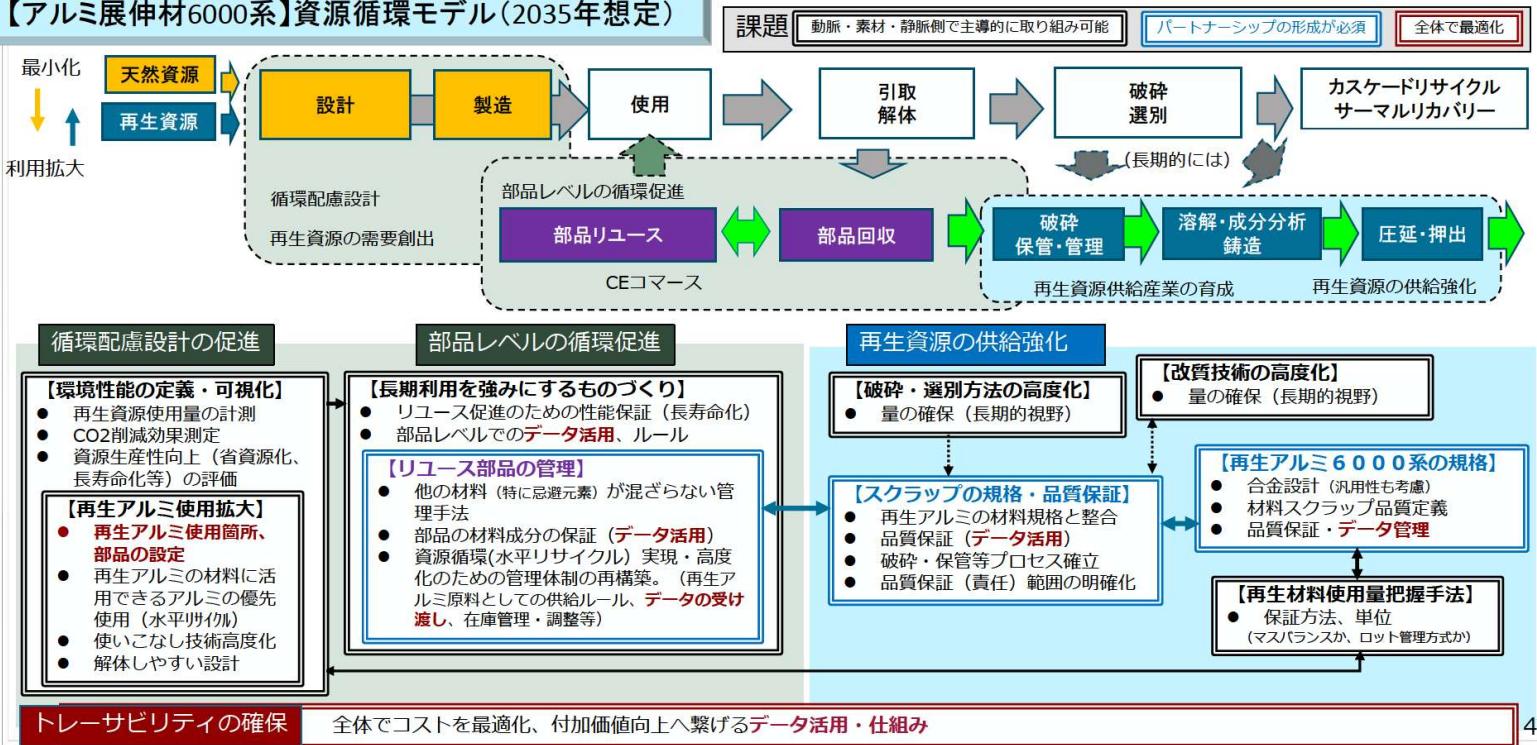
② 【駆動用モーター（磁石）】

- 駆動用モーターには、メーカー、時期により様々な種類の磁石が使用されており、まずは磁石のマテリアルリサイクルに関する技術動向及び情報収集を実施。
- 駆動用モーターの高機能かつ長寿命であることに着目し、部品単位での資源有効利用（資源生産性の最大化）の可能性について主に検討。

43

3. 【アルミ展伸材（6000系）】資源循環モデル

【アルミ展伸材6000系】資源循環モデル（2035年想定）



全体でコストを最適化、付加価値向上へ繋げるデータ活用・仕組み

44

R 6 年度「自動車産業のサーキュラーエコノミーへの移行に向けた中期的アクションプラン作成に関する調査事業」

News Release

経済産業省
中部経済産業局

2025年5月26日

自動車産業のサーキュラーエコノミー移行に向けた中期的アクションプラン作成に関する調査報告書をまとめました

～資源循環モデル（2035年想定）の実現に向けた取組の方向性～

中部経済産業局では、中部地域の基幹産業である自動車産業のサーキュラーエコノミー移行を目指しています。今般、令和5年度調査でとりまとめた水平リサイクルに向けた課題とアクションプランを基に、「アルミニウム展伸材」と「駆動用モーター」を重点検討テーマに設定し、2035年を想定した資源循環モデルの実現に向けた課題の整理を行い、取組の方向性をまとめました。

1. 調査の背景・目的

近年、国際的な資源需要の拡大と地政学的リスクの高まりによる資源制約や気候変動など環境制約の観点から、従来のリニアエコノミーからサーキュラーエコノミー（CE）への移行が世界的に急務となっています。自動車産業では、欧州においてELV規制が発出されるなど、資源循環に関する周辺状況も急速に変化してきており、自動車メーカーも樹脂をはじめとした資源循環について取組を加速しています。

中部経済産業局では、令和5年度にとりまとめた再資源化の現状や水平リサイクルに向けた課題、アクションプランを基に、自動車メーカーまたは静脈企業単独では取組が困難な課題について、中期的視野（概ね2035年）で動静脈企業双方と議論を行い、実現のための具体的なアクションを検討しました。

2. 調査の内容・成果

自動車メーカーとの意見交換を踏まえ、「アルミニウム展伸材」と「駆動用モーター」を重点検討テーマに設定。
 「アルミニウム展伸材」は、「素材」の資源循環という観点で再生資源の供給強化を、「駆動用モーター」は、「商品」の資源循環という観点で部品レベルでの循環促進といった、素材と部品それぞれの観点から検討。
 設定したテーマ毎に、資源循環モデル（2035年想定）を検討し、実現するため必要な内容について動静脈側及び動静脈企業等と議論を行い、想定課題を抽出。
 関連するCE政策や業界動向を踏まえ、中期的な視点で取組の方向性をとりまとめ。
 特に「アルミニウム展伸材」については、素材メーカーと静脈企業のすり合わせにより、再生アルミニウム展伸材規格と高品質スクラップ規格を連動させて策定することの重要性を整理。

3. 今後の取組

とりまとめた内容について、業界団体等へ提案し、サーキュラーパートナーズなどのサーキュラーエコノミー移行に向けた取組の加速化を目指します。

【別紙】アクションプラン（令和5年度）、資源循環モデル・取組の方向性・取組案（令和6年度）

<https://www.chubu.meti.go.jp/>

経済産業省
中部経済産業局
Chubu Bureau of Economy, Trade and Industry

ホーム ▶ 施策のご案内 ▶ サーキュラーエコノミー ▶ 自動車産業のサーキュラーエコノミー移行に向けた中期的アクションプラン作成に関する調査報告書をまとめました

令和6年度技術開発調査等推進事業
自動車産業のサーキュラーエコノミーへの移行に向けた中期的アクションプラン作成に関する調査事業
調査報告書
令和7年3月
経済産業省中部経済産業局
(委託先) 三菱UFJリサーチ＆コンサルティング株式会社 名古屋



- 中部地域では、Car to Carの拡大とX to Carの開拓に向けた実態について調査を実施する。

【現状認識】

中部地域は完成車・部品製造業が集積しており、再生プラスチックの活用促進が喫緊の課題となっている地域であるが、現状では、安定供給と品質の課題から、自動車産業における再生プラスチックの使用は拡大していない。さらに製造された自動車の多数が海外へ輸出されていることから、再生プラスチックの供給量は不足する見込みである。よって、自動車産業へ再生プラスチックを供給できるコンパウンダーや静脈企業の発掘、自動車産業以外からの再生プラスチックの確保が将来的に必要となる。

【事業概要】

上記を踏まえ、中部管内に所在する、使用済み自動車にかかる再生プラスチックのリサイクルに関わっていないコンパウンダー及び静脈企業に対してヒアリングを行い、自動車産業への再生プラスチック供給に向けた課題を確認する。また、すでに自動車産業へ供給しているコンパウンダー及び静脈企業や自動車産業に対し、自動車部品向けに供給する際のポイントや直面する課題、取組の事例についてヒアリングを行う。

さらに、使用済み自動車以外のプラスチック製廃棄物等に携わる静脈企業やコンパウンダー、自治体に対しヒアリングを行い、自動車産業への再生プラスチック供給の可能性や自動車部品への活用における課題を抽出する。また、自動車産業以外のメーカーに対してもヒアリングを行い、再生プラスチックのニーズや使用方法などを把握することで、産業横断的なプラスチックの資源循環の可能性や自動車産業への展開の可能性について検討する。

サーキュラーエコノミー最新動向セミナー2025 ～官民で加速するCE移行に向けた取組～

- サーキュラーエコノミー（以下、CE）移行の加速に向け、CEに関する最新情報（①経済産業省・環境省を中心とした国による法整備や産官学連携に向けた取組等の政策動向、②我が国の中幹産業である自動車業界の取組、③CE移行のカギとなる水平リサイクルの実現事例）を発信するセミナーを開催。CEの理解促進および取組の機運醸成を図った。

◆開催概要

- 日時：令和7年2月17日（月）13:30～16:30
- 場所：TKPガーデンシティPREMIUM名古屋新幹線口/オンライン
- 主催：経済産業省中部経済産業局（協力：環境省中部地方環境事務所）
- 申込：計466名（参加者：現地68名、オンライン305名（最大同時アクセス数））

※主な参加者：製造業、リサイクル業、卸売業、金融業、学術関係・行政機関等



◇プログラム

「成長志向型の資源自律経済の確立に向けた取組について」
経済産業省 GXグループ資源循環経済課 専門職 青山 健氏

「トヨタにおけるサーキュラーエコノミーへの取組み」
トヨタ自動車株式会社 先進技術カンパニーCE推進室 室長 永井 隆之 氏

【事例紹介】
「東海道新幹線におけるアルミニウム合金の水平リサイクルに関する取組みについて」
東海旅客鉄道株式会社 新幹線鉄道事業本部車両部車両課 課長 横山 晃治 氏

「再資源化事業等高度化法等の動向」
環境省中部地方環境事務所 次長（資源循環課長併任） 水原 健介 氏

サーキュラーエコノミー最新動向セミナー2026 ＜開催準備中＞

- 日時（予定）：令和8年2月下旬・午後を予定
- 開催方式：現地＆オンライン
- 内容（予定）：

- 環境省・経産省の施策のご紹介
- ものづくり企業と自治体との連携事業のご紹介
- CE型ビジネスの展開事例のご紹介
- 名刺交換会

◎ぜひ、ご参加ください！

＜基調講演①—3＞

「地方創生に向けた取組について」

内閣官房地域未来戦略本部事務局／

内閣府地方創生推進事務局

参事官補佐 鵜飼匠太氏

地方創生に向けた取組について

内閣官房 地域未来戦略推進本部事務局
内閣府 地方創生推進事務局

参事官補佐 鵜飼 匠太

地方創生2.0基本構想（概要）（令和7年6月13日閣議決定）

【地方創生をめぐる現状認識】

1.人口・東京一極集中の状況

3.地方創生をめぐる社会情勢の変化

○厳しさ

・地方の人手不足の一層の進行 ・若者や女性の地方離れ など

○追い風

・インバウンドの増加 ・リモートワークの普及 ・AI・デジタルなどの急速な進化・発展 など

2.地域経済の状況

4.これまでの地方創生10年の成果と反省

○成果

・人口減少問題への対処開始、地方移住への関心の高まり など

○反省

・人口減少を受け止めた上での対応、若者や女性の流出要因へのリーチ、国と地方の役割の検討（人手不足と東京への集中）、地域のステークホルダーが一体となった取組の不足 など

【地方創生の再起動】

1. 目指す姿

=「強い」経済と「豊かな」生活環境の基盤に支えられる多様性の好循環が「新しい日本・楽しい日本」を創る

①「強い」経済

②「豊かな」生活環境

③「新しい日本・楽しい日本」

・自立的で持続的に成長する「稼げる」経済の創出により、新たな人を呼び込み、強い地方経済を創出

・生きがいを持って働き、安心して暮らし続けられる生活環境を構築し、地方に新たな魅力と活力を創出

・若者や女性にも選ばれる地方、誰もが安心して暮らし続けられ、一人一人が幸せを実感できる地方を創出

就業者 1人当たり年間付加価値
労働生産性を東京圏と同水準に

など3つの目標

地域の買物環境の維持・向上を図る市町村の割合を10割に

など5つの目標

魅力的な環境整備により、地方への若者の流れを2倍に

など3つの目標

関係人口を実人数1,000万人、
延べ人数1億人創出

AIやデジタルを活用し、地域課題の解決を図る
市町村の割合を10割に

など3つの目標

政策の5本柱

(1)安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生

- ・日本中いかなる場所も、若者や女性が安心して働き、暮らせる地域とする。
- ・人口減少下でも、地域コミュニティや日常生活に不可欠なサービスを維持するための拠点づくりや、意欲と能力のある「民」の力を活かし人を惹きつける質の高いまちづくりを行うとともに、災害から地方を守るための防災力の強化を図る。

(2)稼ぐ力を高め、付加価値創出型の新しい地方経済の創生～地方イノベーション創生構想～

- ・多様な食、農林水産物や文化芸術等の地域のポテンシャルを最大限に活かし、多様な「新結合」で付加価値を生み出す「地方イノベーション創生構想」を推進する。
- ・構想の実現に向けて、異なる分野の施策、人材、技術の「新結合」を図る取組を重点的に推進する。

(3)人や企業の地方分散～産官学の地方移転、都市と地方の交流等による創生～

- ・過度な東京一極集中の課題（地方は過疎、東京は過密）に対応した人や企業の地方分散を図る。
- ・政府関係機関の地方移転に取り組むとともに、関係人口を活かして都市と地方の人材交流を進め、地方への新たな人の流れを創出する。

(4)新時代のインフラ整備とAI・デジタルなどの新技術の徹底活用

- ・GX・DXを活用した産業構造に向け、ワット・ビット連携などによる新時代のインフラ整備を面的に展開していく。
- ・AI・デジタルなどの新技術を活用し、ドローン配送などにより地方における社会課題の解決等を図り、誰もが豊かに暮らせる社会を実現する。

(5)広域リージョン連携

- ・都道府県域や市町村域を超えて、地方公共団体と企業や大学、研究機関などの多様な主体が広域的に連携し、地域経済の成長につながる施策を面的に展開する。

今後の進め方

- **国**は基本構想に基づく取組に早急にとりかかる。2025年中に総合戦略を策定。
- **地方**は地方創生基本構想を推進する取組に早期に着手し、地域の多様なステークホルダー等とともに地方版総合戦略を見直し。
- **本基本構想**は今後10年間を対象として策定。中間年度の5年後に必要な見直し。

3

(2)稼ぐ力を高め、付加価値創出型の新しい地方経済の創生～地方イノベーション創生構想～ 一部抜粋

○豊かな自然環境・自然景観を活用した地域づくり

【早期に自然共生サイトを500以上認定することを目指す】

- ・自然共生サイトや里海づくり、環境と調和した農林水産業、グリーンインフラの活用促進等を通じて、地域の自然資源の豊かさと地域の価値を相互に高め合う「自然資本を核としたネイチャーポジティブな地域づくり」を進める。
- ・国立公園等の利用拠点において、滞在体験の魅力向上に資するソフト・ハード両面の取組を総合的に実施し、世界遺産やジオパーク等の地域資源とも連携しながら、「保護と利用の好循環」を創出する。

○循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行

【先進技術の実装等の高度な資源循環事業を3年で100件以上認定】

- ・廃棄物等を地域資源として活用し付加価値創出等を進めるため、先進技術の実装支援等により広域的な廃棄物等の回収や再生材の安定供給を行う新たな資源循環ネットワーク・拠点を構築する。また、「資源循環自治体フォーラム」を活用した資源循環ビジネスの創出の支援、農山漁村のバイオマス資源や里山広葉樹材の活用、資源を可能な限り活用するまちづくり・インフラ整備等も進め、関係省庁の施策を統合したパッケージにより、地域の資源循環の実現を総合的に推進する。

○再生可能エネルギーの導入による地域脱炭素の推進

【2030年度までに脱炭素先行地域を少なくとも100地域で実現し、先行的な取組を普遍化】

- ・脱炭素先行地域や重点対策加速化事業等を通じて得られたノウハウの発信等により先行モデルを普遍化するとともに、熱の脱炭素化や水素・ペロブスカイト太陽電池等の新技術を地域に実装する「地域GXイノベーションモデル」の構築の検討や、適切な営農を確保しつつ農業者の所得向上にも資する営農型太陽光発電やカーボン・クレジットの創出等を推進する。

○地域経済の更なる成長に向けた地域金融力の強化

【2026年通常国会へ関連法案の提出を目指す】

- ・地域経済の更なる成長に向け、地域金融が地域の多様なステークホルダーと連携しつつ、融資にとどまらない多様な金融仲介機能を発揮することが重要であり、今後、地方創生2.0に向けた地域金融力を強化するため、地域の事業者に対する経営改善・事業再生等の支援や事業性融資の推進を含めた地域金融機関による地方創生の取組の後押しとともに地域金融機関自身の経営基盤強化（資本参加先の適切な経営管理と業務運営の確保策を含む資本参加制度や資金交付制度の延長・拡充等の検討）を柱とする地域金融力強化プランを策定し、推進する。

○「新結合」を全国各地で生み出す取組

【本年7月に関係省庁による「新結合」の支援体制を立ち上げ】

- ・官民プラットフォーム等を通じた地域の地方公共団体、民間事業者や大学・高専、研究機関等の連携・マッチング支援など、新結合を面的に広げる取組を進めるほか、本年7月に、意欲ある自治体が行う高付加価値化などの取組を関係省庁が連携してアイデア段階から支援する体制を立ち上げる。また、地方の関係者に使いやすい、効果的な施策展開に向け、地方イノベーション創生構想関連施策を取りまとめ、分かりやすく一覧化する。

4